

確定申告が始まります

今年も確定申告の季節を迎えました。市が行う市・県民税申告相談会を、2月8日(月)から3月15日(火)まで行います。また、税務署での確定申告会場の開設期間は、2月16日(火)から3月15日(火)までとなっています。(消費税の申告期限は3月31日(木)まで)

所得税および復興特別所得税

所得税および復興特別所得税(以下「所得税等」)の確定申告は、昨年1年間の所得金額とそれに対する所得税等の額を計算し、源泉徴収された税金などとの過不足を精算する手続きです。

■確定申告が必要な人

事業所得(商業、工業、農業、漁業、医業等による所得)、不動産所得(地代、家賃等による所得)、給与、配当、公的年金やその他の雑所得、一時所得、不動産の売却などによる所得がある人で、これらの所得金額の合計額が所得税控除額の合計額を超える人は確定申告をする必要があります。

●給与所得者の場合

給与所得者(サラリーマン)の所得

税は、通常、年末調整で精算されるので確定申告をする必要はありません。

しかし、次のような人は確定申告をする必要があります。

- ① 給与収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与を1カ所から受けていて、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

- ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- 年金所得者の場合

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下である場合には、確定申告の必要がありません。

市・県民税

平成28年度の市・県民税の算定の基となる昨年1年間の所得金額などを申告するものです。

■市・県民税申告が必要な人

平成28年1月1日現在において市内に住所のある人は、原則として申告をしなければなりません。収入が何もない人も申告をしない場合、市・県民税額、国民健康保険料、介護保険料、および後期高齢者医療保険料の決定、保育園、公営住宅、福祉医療の申請や所得・課税証明の発行などに不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。市・県民税申告は便利な郵送での提出も可能です。詳しくは1月に配付した市・県民税申告特別号をご覧ください。

■市・県民税申告をする必要がない人

- ① 所得税の確定申告をする人
 - ② 給与所得のみで年末調整の済んでいる人
 - ③ 公的年金のみで、公的年金の源泉徴収票の内容に変更のない人
- ※ただし、②、③の人で所得控除の対象として、新たに配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・生命保険料等控除・医療費控除・寡婦(夫)控除などを追加する人は、申告が必要

なお、確定申告の必要がない場合でも市・県民税の申告が必要な場合があります。

■申告不要でも申告すると税金が戻る場合があります

確定申告をする必要のない人でも、次のような人は確定申告をすると源泉徴収された所得税等が戻る場合があります。

- ① 支払済医療費から保険金などを差し引いた自己負担額が一定額以上の人
- ② 昨年の途中で勤めを辞めたまま再就職せず、年末調整を受けていない人
- ③ マイホームの取得や大規模改修をした人
- ④ 火事や台風、盗難などの被害を受けた人
- ⑤ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった人
- ⑥ 特定の寄付をした人

■税務署での申告

税務署の申告会場では、パソコンを使用して申告書を自分で作成するための入力方法などのアドバイスをを行っています。なお、作成する税目は、所得

■市・県民税申告相談(確定申告)に必要なもの

- 印鑑(認印)
- 確定申告書用紙が送られている人は、その申告書用紙
- 給与や公的年金の源泉徴収票(コピー不可、原本が必要です)
- 各種事業所得のある人は、各種収支内訳書(帳簿の記帳を済ませ、収入・経費ごとに集計し、領収書は必ず持参してください)
- 農業、不動産などの事業用固定資産償却費がある人は、昨年5月に固定資産税納付書に同封した固定資産税課税証明書
- 社会保険料控除や生命・地震保険料控除を受ける人は、各種支払証明書や領収書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 所得税の還付申告の場合、本人名義の預貯金の口座番号の分かるもの
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、住宅借入金等の年末残高証明書(初めてこの控除を受ける人は、住民票の写し、登記簿謄本または抄本、収入印紙貼付済みの請負契約書または売買契約書の写しなど)
- 医療費控除を受ける人は、領収書や支払証明書
- その他申告に必要な書類

■農業・漁業等事業所得の申告について

昨年の申告から、収支を集計したものが記帳した帳簿などの資料の持参が必要になりました。記帳が済んだ人から申告相談を行いますので、事前に準備をお願いします。記帳が済んでいない人は、申告相談会場に記帳用のコーナーを用意しますので、自身で領収書などの整理を行ってください。分からない点がある場合は、その場で職員に問い合わせてください。

■申告相談会場で申告する人へ

- 事業所得のある人は収支の内訳書もしくは記帳を整理して来てください
- 医療費控除を受ける場合も、領収書や支払証明書、レシートなどはあらかじめ対象者、医療機関ごとに整理、集計しておいてください

※記帳や医療費の整理が済んでいない人は、申告相談会場に領収書などの整理ができるスペースを用意しますので、自分で領収書などの整理をしてください。不明な点はその場で職員に問い合わせてください

- 今回初めて住宅借入金特別控除を受ける人・亡くなった人の申告(準確定申告)は市の申告相談では受け付けは行いません。税務署で確定申告をしてください

● その他、申告内容によっては市の相談会場では受け付けることができない



▲国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)

税等・消費税等および贈与税となります。

- 期間 2/16(火)〜3/15(火) (土・日曜日を除く)
- 相談時間 9:00〜17:00 (受付は16:00まで)

●会場 長門税務署

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅画面の案内に従って金額などを入力して所得税等、消費税等および贈与税の申告書や青色申告決算書などのデータを作成し、e-Taxにより電子申告が可能です。また、プリンターで申告書などを印刷して税務署に提出することもできます。

その際、農業所得のある人は、農協から送付される営農口座取引通知書(年間集計表)・農協以外その他必要経費の領収書などを留意してください。また、米の作付けがある場合は、農協への出荷数量、保有米数量を把握しておいてください。漁業など事業所得がある人も、収支経費の分かる領収書などの資料を持参してください。記帳をしていない場合、スムーズに申告できませんので注意してください。

●ふるさと納税

いものもあります

■ワンストップサービス特例制度

もともと確定申告をする必要がない給与所得者の人で、寄付金税額控除に係る申告特例申請書を提出すれば、平成27年4月1日以降のふるさと納税による寄付で、寄付先が5団体以下であれば、確定申告は必要ありません。ただし医療費控除等別に申告をする必要がある人は特例制度が使えませんので、すべての寄付金の領収書を持参のうえ申告をしてください。

- 所得税等について問い合わせ 長門税務署(確定申告テレフォンセンター) Tel. 22-2441
- 市・県民税について問い合わせ 税務課市民係 Tel. 23-1123

平成28年度 市・県民税申告相談日程

- できるだけ指定日をお願いします。指定日に来られない場合は、同一地区内の時間延長の日（長門地区 3月14日（月）、三隅地区 2月17日（水）、日置地区 3月3日（木）、油谷地区 2月24日（水））もしくは3月15日（火）（全地区）に受け付けます
- 山口県漁協各支店、大畑体育館、宗頭文化センター、黄波戸漁村センターでの受付は10時から、その他の申告会場は9時から受け付けます
- 市役所税務課や各支所総合窓口課で申告相談はできません

確定申告に必要なもののチェックリスト

- 印鑑（認め印）
- 確定申告書用紙（送付された人のみ）
- 給与や公的年金の源泉徴収票（原本）
- 各種収支内訳書と領収書（事業所得のある人）
- 固定資産税課税証明書（事業用固定資産償却費がある人）
- 社会保険料控除や生命・地震保険料控除を受ける人は、支払証明書や領収書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 所得税の還付申告の場合、本人名義の預貯金の口座番号
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、住宅借入金の年末残高証明書住民票の写し（初めて受ける場合は、登記簿謄本または抄本、請負契約書または売買契約書（収入印紙貼付済み）の写し、など）
- 医療費控除を受ける人は、領収書や支払証明書
- その他申告に必要な書類

日置地区

2月25日（木）からスタートします。時間延長日（16時～19時）は3月3日（木）です。

月/日	曜	会 場	午前（9時～12時）	午後（13時～16時）
2/25	木	黄波戸漁村センター（10時～）	黄波戸1区～5区	長崎、矢ヶ浦、茅刈
26	金	日置保健センター	黄波戸口、堀田、亀山	亀山団地、大内山上、大内山下
27	土			
28	日			
29	月	日置保健センター	古市新町、古市原小路、新市	古市上、古市下、畑、国広
3/1	火	日置保健センター	上城、小野地	狩宿、一円、農士園
2	水	日置保健センター	向田、川原、日置中村	東坂本、西坂本
3	木	日置保健センター	真口、炭床、北山、野田北、野田南	長行、雨乞
15	火	物産観光センター	指定日に申告できない人（全地区）	指定日に申告できない人（全地区）

油谷地区

2月8日（月）からスタートします。時間延長日（16時～19時）は2月24日（水）です。

月/日	曜	会 場	午前（9時～12時）	午後（13時～16時）
2/8	月	宇津賀集落センター	東立石、西立石	大畠、青村
9	火	宇津賀集落センター	上津黄、東津黄、西津黄	東後畑、小田
10	水	県漁協川尻支店（10時～）	中ノ森、川尻東	上野東、川尻西
11	木		建国記念の日	
12	金	県漁協大浦支店（10時～）	大浦東	大浦西、油谷
13	土			
14	日			
15	月	油谷向津具公民館	大和、南方、本郷	山崎、水岬、上野西
16	火	油谷向津具公民館	田久道、白木	久津
17	水	油谷支所	稲石、新別名	人丸、駅通、大迫
18	木	油谷支所	東大坊、坂根、山根	芝崎、大坊、田上、二ノ瀬
19	金	油谷支所	亀田、植松、荒人	長久、杣地、有宗、広中
20	土			
21	日			
22	月	油谷支所	札幌、河原浦、大江	浅井、尾崎、里、伊上浦、岡、宮ノ馬場
23	火	油谷支所	上り野、前方、須方、綾湖、貝川	上蔵小田、下蔵小田
24	水	油谷支所	油谷中畑、渡場、掛淵	赤屋、木吹、大川尻
3/15	火	物産観光センター	指定日に申告できない人（全地区）	指定日に申告できない人（全地区）

長門地区

2月19日（金）からスタートします。時間延長日（16時～19時）は3月14日（月）です。

月/日	曜	会 場	午前（9時～12時）	午後（13時～16時）
2/19	金	通公民館	通1～3区	通4～7区
20	土			
21	日			
22	月	通公民館	通8～11区	通12～16区
23	火	仙崎公民館	祇園町区、大日比区	南町区、大泊区
24	水	仙崎公民館	鳥越1区、2区	新屋敷町区、青海区
25	木	仙崎公民館	新開町区、白濁1区	白濁2区、3区
26	金	仙崎公民館	栄町区、本町区、北本町区、洲崎町区、今浦町区、鍛冶屋町区	中新町区、新町区、幸町区、旭町区、錦町区
27	土			
28	日			
29	月	俵山公民館	木津区、郷区	黒川区、大羽山区
3/1	火	俵山公民館	小原区、湯町区	上政区、上安田区、下安田区、七重区
2	水	大畑体育館多目的室（10時～）	山小根区、渋木中区、大埜区、坂水区	渋木1～3区、真木区
3	木	物産観光センター	中山区	藤中区
4	金	物産観光センター	田屋区、正明市1区	正明市2～5区
5	土			
6	日			
7	月	物産観光センター	上郷区、下郷区、下川西区、上ノ原区	後ヶ迫区、開作区、境川区
8	火	物産観光センター	緑ヶ丘区、駅前区、湊1東区、湊1西区	湊2区、湊中央区、湊3区
9	水	物産観光センター	板持1区、4区	板持2区、3区
10	木	物産観光センター	上川西2区、3区	上川西1区
11	金	物産観光センター	殿台区、小河内区、大河内区	江良区
12	土			
13	日			
14	月	物産観光センター	河原区、三ノ瀬区	門前区、湯本区
15	火	物産観光センター	指定日に申告できない人（全地区）	指定日に申告できない人（全地区）

三隅地区

2月8日（月）からスタートします。時間延長日（16時～19時）は2月17日（水）です。

月/日	曜	会 場	午前（9時～12時）	午後（13時～16時）
2/8	月	宗頭文化センター（10時～）	滝坂、一の瀬、三隅中畑、杉山、樅の木、麓	宗頭、禰渡谷
9	火	県漁協野波瀬支店（10時～）	野波瀬（1～10班）	野波瀬（11～15班）
10	水	三隅支所	上中小野、辻並、大竹	下中小野、正楽寺、生島
11	木		建国記念の日	
12	金	三隅支所	浅田	市、久原
13	土			
14	日			
15	月	三隅支所	三隅中村	湯免、土手、津雲、飯井
16	火	三隅支所	小島	向山、二条窪、平野
17	水	三隅支所	豊原（上蓼原・下蓼原、片川、新町、駅前）	豊原（東、沖、上、中、下、西）
18	木	三隅支所	上東方、下東方、殿村新開、向開作	沢江、上ヶ
3/15	火	物産観光センター	指定日に申告できない人（全地区）	指定日に申告できない人（全地区）

税金アラカルト

消費税および地方消費税

消費税および地方消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めめる間接税で、最終的には商品消費したリ、サービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納税します。事業者は、消費者などから受け取った消費税等と、商品等の仕入れ（買い入れ）のときに支払った消費税等との差額を納税することになります。

贈与税

贈与税は、一人が1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から、基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額にかかります。従って、1年間にももらった財産の合計額が110万円以下なら、贈与税はかかりません。贈与税の申告は不要です。

